

事業者排出量削減報告書

| | | | | | | | |
|--|--|---|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|
| (宛先) 京都府知事 | | 平成24年 7月31日 | | | | | |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地 | | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 城陽市長 橋本 昭男 | | | | | |
| 主たる業種 | 地方公共団体 | 細分類番号 9 8 2 1 | | | | | |
| 事業者の区分 | 京都府地球温暖化対策条例施行規則 | <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号 | | | | | |
| 計画期間 | 平成23年4月から平成26年3月まで | | | | | | |
| 基本方針 | 別添①「環境方針」のとおり ※平成24年4月1日より別添②「環境方針」のとおり | | | | | | |
| 計画を推進するための体制 | 別添③「環境政策推進組織図」のとおり ※平成24年4月1日より別添④「環境政策推進組織図」のとおり | | | | | | |
| 温室効果ガスの排出の量 | 温室効果ガスの排出の量 | 基準年度 (20~22)年度 | 第1年度 (23)年度 | 第2年度 (24)年度 | 第3年度 (25)年度 | 増減率 | |
| | 事業活動に伴う排出の量 | 4,229.4 トン | 4,065.4 トン | トン | トン | -3.9 パーセント | |
| | 評価の対象となる排出の量 | 4,213.3 トン | 4,065.4 トン | トン | トン | -3.5 パーセント | |
| 実績に対する自己評価 | | 夏季及び冬季の節電取組み等により、基準年度比3.5%削減となり、目標(基準年度比3.1%削減)を達成した。 | | | | | |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等 | 事業の用に供する建築物の用途 | 原単位の指標 | 基準年度 (22)年度 | 第1年度 (23)年度 | 第2年度 (24)年度 | 第3年度 (25)年度 | 増減率 |
| | 市庁舎等 | 事業活動に伴う排出の量 開庁日 | 17.34 | 16.66 | | | -3.92 パーセント |
| | | 事業活動に伴う排出の量 () | | | | | パーセント |
| 実績に対する自己評価 | | 夏季及び冬季の節電取組み等により、基準年度比3.92%削減となり、目標(基準年度比3.47%削減)を達成した。 | | | | | |
| 重点的に実施する取組の実施状況 | | 基準年度 (22)年度 | 第1年度 (23)年度 | 第2年度 (24)年度 | 第3年度 (25)年度 | 備考 | |
| | | 60.0 パーセント | 60.0 パーセント | パーセント | パーセント | | |
| 具体的な取組及び措置の内容 | (23)年度 | ①第2期エコプランの推進(高効率照明器具への更新等) ②夏季及び冬季の節電対策(照明の間引き、空調機の適正管理等) | | | | | |
| | (24)年度 | | | | | | |
| | (25)年度 | | | | | | |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置 | 措置の内容 | 本庁舎及び寺田分庁舎を対象とし、毎月第1水曜日にノーマイカーデーを実施した。平成23年度実施率は91.2%まで達した。 | | | | | |
| | 上記の措置を実施した結果に対する自己評価 | 平成15年10月から実施しており、取組みが浸透している。職員の協力が得られ、高い実施率を維持している。 | | | | | |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量 | 区分 | 第1年度 (23)年度 | 第2年度 (24)年度 | 第3年度 (25)年度 | 備考 | | |
| | 森林の保全及び整備によるもの | トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| | 府内産の木材の利用によるもの | トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの | トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| | グリーン電力証書等の購入によるもの | トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの | トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| 合計 | 0.0 トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | | |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動 | 市・市民・市民団体・事業者が協力して環境基本計画を推進し、環境保全の普及・啓発に取り組んでいる「城陽環境パートナーシップ会議」に対して、賛助会費、および事務局としての支援を行った。 | | | | | | |
| 特記事項 | 「第2期城陽市エコプラン」に基づき、平成20年度から平成24年度の5年間に、対13年度比で6%(年平均)削減する目標を掲げ取り組んでいる。 | | | | | | |

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。